市民活動助成制度募集要項

平成 25 年度助成事業を募集します。



地域課題の解決を図るため、新たな活動を起こしたい!! これまでの活動をさらに広げていきたい!!など・・・ 自立した市民活動を応援するための制度です。 まずは、協働推進課までご相談ください!!

【申請受付期間】 9月3日(月)~9月28日(金)

■事業募集に向けたキックオフイベントのご案内

【事業説明会】

6月27日(水) 17:00~18:30 松戸市民劇場 第2会議室

6月30日(土) 9:30~11:00 議会棟3階 特別委員会室(第1)

【市民活動助成制度支援講座】

"(仮)企画づくり講座" 7月28日(土)

"なるほど!助成金申請のコツ"9月 7日(金)

(場所:両日とも、まつど市民活動サポートセンター)

平成 24 年 5 月 26 日 松戸市 協働推進課 Tel 047-366-7062

1. 制度の趣旨

この助成制度は、新たな市民活動を立ち上げるため、又は、既存の活動をさらに発展させるための事業に要する一時的な資金を助成することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。なお、この助成金は市民との協働により積み立てられる「松戸市協働のまちづくり基金」(注1)を原資としています。

(注1) 松戸市協働のまちづくり基金

この基金は、市民、市民活動団体、事業者の皆様から寄せられた寄附金及びその同額 を市費で積み立てるマッチングギフト方式を取り入れた基金です。(裏表紙参照)

2. 対象者の要件

助成事業に申請できる方は、次に掲げる要件を満たす市民活動団体(注2)です。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- (4) 適切な会計処理が行われていること。

(注2) 市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- ③ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3. 対象事業 (実施期間 平成 25 年 4 月 1 日~平成 26 年 3 月 31 日)

申請できる事業は、団体が行う公益性の高い市民活動のうち、次のいずれにも該当する事業とします。又、1団体1事業の申請ができます。

- (1) 団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大若しくは発展させる事業であること。
- (2) 団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
- (3) 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
- (4) 本助成金を過去に2回以上受けた事業でないこと。
 - ※ なお、本市の他制度で財政的支援を受ける事業は対象となりません。

4. 助成のメニュー

(1) 助成金交付

助成金交付の対象要件については、次の通りとなります。

① 対象経費

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

【対象となる経費】				
報償費	講師やアドバイザーへの謝礼金など			
印刷製本費	パンフレット・ポスター・報告書等の印刷製本費など			
消耗品費	会議資料・チラシ・ポスターなどの用紙、材料代など			
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用など			
使用料	会場使用料など (広く市民を対象としたもの)			
賃借料	機材等のレンタル料など			
通信費	募集案内や活動資料等を送付するための切手代や宅配便料など			
保険料	事業実施のためにかかる行事保険料など			

※ その他、事業に要する直接経費のうち、市長が必要と認めるもの (備品等の経費につきましては、個別に内容を審査します。)

【対象とならない経費】

会議や打ち上げなどの飲食費

スタッフや参加者の交通費

団体の維持や運営に関する経費(会場使用料も含む)

領収書等により支払ったことが明確に確認できない経費

その他、事業に直接関わらない経費(ボランティア活動保険は原則対象外経費)

② 助成金の限度額

- ア 対象となる経費の90%以内であること。
- イ 1事業あたり10万円以内であること。

③ 助成金の総額

助成金の総額は、「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金額(前年度積立分)に応じて、300万円までの範囲でスライドします。つまり、寄附金が多ければ、助成できる事業が増える仕組みとなっています。

(2) イベント会場の確保

講演会やフォーラム事業など、広く一般市民を対象に開催するイベント会場の確保について、 市が支援します。協働推進課までご相談ください。

(3) 広報活動支援

広報まつどへの掲載及び市役所情報コーナーへの掲示並びに公共施設へのチラシの配布などが想定される場合については、協働推進課までご相談ください。

5. 申請方法(申請書の作成)

申請方法については、次の通りとなります。

- (1) 申請書の提出
- ① 松戸市市民活動助成金交付申請書(要綱第1号様式)(添付書類)団体概要調書・事業計画書・事業の予算計画書

平成24年9月3日(月)から9月28日(金)までに協働推進課まで直接持参し、提出してください。提出部数は1部(なお、申請書は個人情報を除き公開します。)

- ※ 団体等の活動実績など参考資料を添付する場合には、9 部提出してください。
- 様式は、松戸市公式ホームページからもダウンロードできます。

ホームページ http://www.city.matsudo.chiba.jp くらしの情報 →■分野別から探す(市民活動)→協働のまちづくり

(2) 提出先・問い合わせ先

松戸市 市民環境本部 市民担当部 協働推進課 〒271-8588 松戸市根本387-5 (松戸市役所本館3階) 電話 047-366-7062 FAX 047-704-4009 E mail mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp

申請書の作成

申請書の作成にあたりましては、次の相談支援を行います。

□ 申請書作成における相談窓口の設置【事前予約制】

「アイデアや意欲があっても、どうやって提案書に書いたらいいのか分からない?」こんな悩みをお持ちの皆さん、ぜひご相談ください。

事前予約制で相談に対応しますので、協働推進課までご連絡ください。

□ まつど市民活動サポートセンターにおける相談体制【事前予約制】

まつど市民活動サポートセンターでは、市民活動に関する各種相談をお受けしています。事前予約制で相談に対応しますので、ご連絡ください。

(まつど市民活動サポートセンター)

〒271-0094 松戸市上矢切299-1 (総合福祉会館内) (電話) 047-365-5522

- □ 市民活動助成制度支援講座 助成金申請を支援する講座を開催します。
- 〇『(仮) 企画づくり講座』 平成24年7月28日 (土) 協働事業提案制度、市民活動助成制度に興味・関心のある方を対象に、事業の企画・整理などを行い、次のステップにつなげるための講座です。
- ○『**なるほど!助成金申請のコツ**』 平成24年9月7日 (金) 市民活動助成制度に申請予定の方を対象に行います。

両日とも、まつど市民活動サポートセンターで開催します。詳細は広報等でお知らせしますので、ご確認ください。

6. 申請書の審査(書類審査、公開プレゼンテーション審査及び本審査)

申請書の審査にあたっては、3段階の審査を行います。 審査については、すべて傍聴することができます。詳細は広報等でお知らせします。 なお、申請書の内容につきましては、個人情報を除き公開します。

(1) 書類審査

申請のあった事業について、応募要件や事業内容などの適格性を書類審査します。 審査は市民、学識経験者等で構成される松戸市協働のまちづくり協議会(以下、「協議会」 という。)が行います。

(2) 公開プレゼンテーション審査

申請された事業内容については、申請者に事業説明を行っていただきます。また、審査 場面においては、申請者に対し、協議会が質疑を行います。

日程 平成24年10月27日(土)

場所 松戸市勤労会館 3階ホール を予定しています。

※ 審査の順番は、受付順とします。時間については、別途お知らせします。

注3 審查基準

・先見性・独創性 課題の設定、事業手段に新たな着想や創意工夫があるか。

・活動の有効性 市民の利益につながる事業成果が期待できるか。

・助成の必要性 助成する必要性、妥当性、課題解決の緊急性、重要性が高いか。

・助成の適格性 協働の基本理念に則り、団体の自立性の確保等が担保されるか。

・活動の将来性 助成終了後の自立化、将来展望が明確になっているか。

・手段の効率性 事業費の見積り及び助成金額が適切か。

実現可能性 自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。

(3) 本審査

採択候補の決定につきましては、審査機関である協議会が公開プレゼンテーションによる審査後に審査会を開催し、結果を取りまとめて市長に答申します。

【審查結果】

- (1) 助成金事業の採択の可否及び付帯意見、点数による採択優先順位
- (2) 助成金額の査定

7. 採択候補の決定

市長は、審査機関である協議会からの答申に基づいて採択候補を決定します。

候補の決定方法

採択候補の決定は、予算(予定額)の範囲内で行うものとし、優先順位の高い方から順に選考します。平成25年度の予算は「松戸市協働のまちづくり基金」への寄附金の額に応じて決定するものとし、300万円までの範囲でスライドします。

結果については、平成25年1月中旬ごろ文書にて通知をします。

8. 予算措置

市長は、採択候補とした事業の助成金について、予算化などの必要な措置を行います。 平成25年度予算については、市議会の承認を経て成立します。予算成立後、その予算 の範囲内において助成金の交付を決定し、文書にて通知します。

9. 助成金の請求(概算払)→ 事業の実施

新年度より事業を実施します。なお、助成金は概算払での請求ができます。

10. 事業完了後、実績報告書(収支決算書等)の提出

事業完了後、30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、事業の実績報告書を 提出していただきます。なお、関係書類として、活動状況報告書、収支決算書、収支内訳 書及び事業経費の証拠書類(領収書等)を添付していただきます。 報告書の内容については、ホームページ等で公表します。

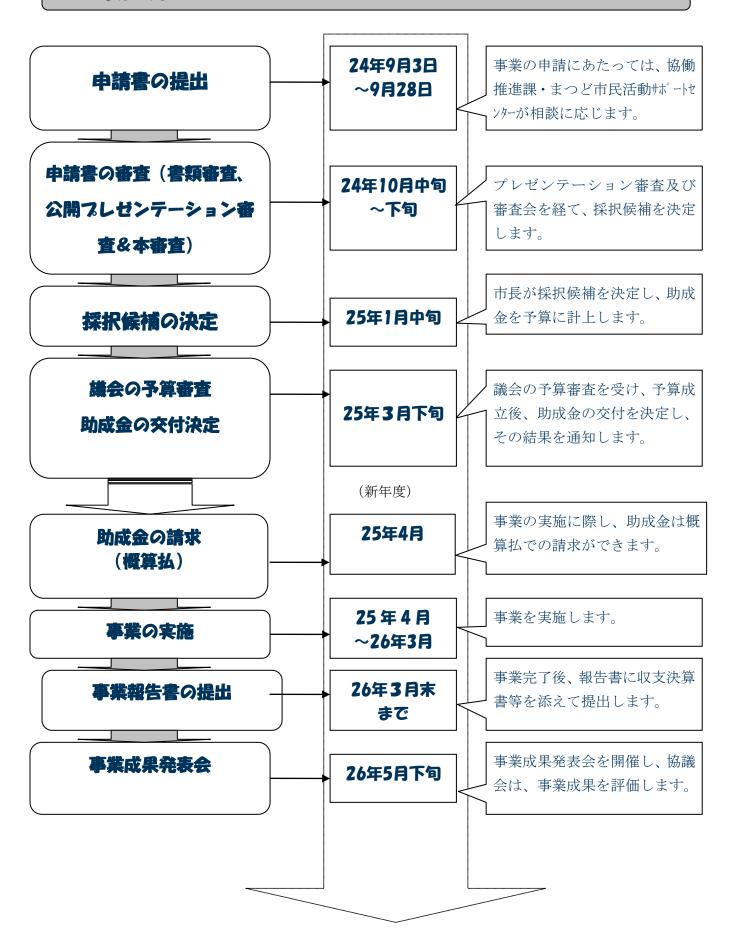
11. 助成金の確定及び助成金の精算

事業の実績報告書(収支決算書、収支内訳書及び領収書等の証拠書類)に基づき、事業の成果やその内容を審査し、助成金の額を確定します。助成金の確定通知は、文書にて通知します。又、審査の結果、精算残金があるときは、速やかに返還していただきます。

12. 事業成果発表会

事業の成果については、事業成果発表会を公開にて開催します。開催は、平成26年5月 下旬を予定しています。また、実績報告書並びに事業成果を振り返る、ふりかえりシートな どを基に、協議会が事業に対する評価を行います。

13. 事業の流れ・スケジュール



記入例

第1号様式(第6条関係)

松戸市市民活動助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)

松戸市長

住所(所在地)

申請者 団体の名称

代表者氏名

印

平成25年度松戸市市民活動助成金の交付を受けたいので、松戸市市民活動助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ○○○○事業
- 2 事業費総額 〇〇〇,〇〇〇 円
- 3 交付申請額 ○○○,○○○ 円
- 4 添付書類
 - (1) 団体概要調書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 事業の予算計画書

(第6条関係)

団体概要調書

団 体 名				
代表者名				
事務所(連絡先)	T 電話 Fax			
	E-mail			
設立年月日	年 月 日			
規約・会則	※ 別紙添付			
 構成員数 	人 ※ 別紙添付			
団体の目的				
活動の実績	※これまでの実績及び実績のわかる機関紙等があれば資料として添付してください。			
予算決算規模	今年度予算額 円 前年度決算額 円 ※別紙添付			

- ※ 団体の規約・会則を添付してください。
- ※ 役員名簿・構成員名簿を添付してください。
- ※ 今年度予算書、前年度決算書を添付してください。

(第6条関係)

事業計画書

事業名	
団体名	

1. どのような地域課題を解決したいのか、その現状や背景などについても含めて記載してください。

2. それらの課題を解決することで、どのような地域にしたいのかを記載してください。

3. どのような地域課題の解決につながるのかが、分かるように事業内容を記載してください。

・事業内容

・想定されるスケジュール(事業内容について、具体的な取り組みを下記のとおり記載してください)

	具体的な取り組み	実施体制、対象、場所など			
4月~6月					
7月~9月	_				
10月~12月					
1月~3月					

4. 事業に取り組む上での達成目標を記載してください。
※事業目標は、できるだけ数値などを用いて、具体的に記載してください。
5. 助成金終了後、どのような活動に取り組むのかを記載してください。

(第6条関係)

事業の予算計画書 (例)

【収入】

	(自己資金)	金	額	積算内訳
	○○会費			
申		20,	000円	@40人*5回*100円
申請者				
	自己資金合計(a)			
		20,	000円	
市	助成金申請額(b)	100,	000円	
収入合計 (c) (a+b)		120,	000円	

【助成金申請額(b)チェック項目】

- 1. 対象となる経費(d)欄の90%以内
- 2. 1 事業あたり 10 万円以内

【支出】

交付対象経費	項目	金額	積算内訳
	○○講演会謝礼金	100,000円	
	広報チラシの印刷	10,000円	1, 000 部×10 円
	会場使用料	5,000円	
	対象となる経費合計額(d)	115,000円	
その他	スタッフ飲食費用	5,000円	
		円	
	その他経費合計額(e)	5,000円	
事業費(f)(d+e)		120,000円	

[※] 対象となる経費、対象とならない経費については、募集要項を参考にして下さい。

◆ 平成24年度の市民活動助成事業では、次の9事業を実施しています。

平成24年度市民活動助成制度団体一覧

	団体名	事業名	総事業費	助成金額
1	デフィブリーるの会	「AED の正しい使用法を広めたい」事業	300,000円	100,000円
2	エデンの園科学教室	総合科学教室事業	180,000円	100,000円
3	香実会	五香、六実地区歴史案内と地域活性化事業	106, 600円	84,600円
4	松戸里やま応援団 「七喜の会」	「紙敷石みやの森」 保全育成事業	144, 000円	100,000円
5	HGC (Human Green Coordinator)	園芸活動を基盤とした高齢者宅での地域福 祉活動及びマニュアル作成事業	125, 000円	70,000円
6	NPO 法人東葛市民後見人の会	成人後見制度の普及啓発と市民後見人の活 用促進事業	141, 200円	100, 000円
7	松戸ウインドアンサンプル	ゆいの花音楽会事業	70,000円	50,000円
8	NPO 法人ユニバーサル・サウンドデザ イン	難聴者にやさしいまちをつくろう!事業	233, 360 円	100,000円
9	松戸市男女共同参画推進グループ ファミリーサポート勇気づけ	健康な心を育む勇気づけの対応	240, 000円	100, 000円

参考資料

- ○松戸市市民活動助成金交付要綱
- ○松戸市協働のまちづくり基金
- ○松戸市市民活動団体登録

(趣旨)

第1条 市長は、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する市民活動を促進するため、松戸市協働のまちづくり基金を活用し、市民活動団体(松戸市協働のまちづくり条例(平成19年松戸市条例第13号)第2条第4号の市民活動団体をいう。以下同じ。)が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

(助成対象者)

- 第2条 助成金の交付を受けることができる市民活動団体は、次のいずれにも該当する市 民活動団体とする。
 - (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
 - (2) 構成員が5人以上であること。
 - (3) 市民活動団体の運営に関する規約、会則等を定めていること。
 - (4) 適切な会計処理が行われていること。

(助成対象事業)

- 第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、市民活動団体が行う公益性の高い市民活動のうち、次のいずれにも該当する事業とする。
 - (1) 市民活動団体が新たに行う事業又は既存の事業を拡大し、若しくは発展させる事業であること。
 - (2) 市民活動団体の構成員のみを対象とする事業でないこと。
 - (3) 助成金の交付を受けようとする年度内に完了する事業であること。
 - (4) 本助成金を過去に2回以上受けた事業でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に要する経費のうち市長が必要と認めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の100分の90以内で市長が定める額とする。ただし、 10万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により助成金の交付の申請をしようとする市民活動団体は、市長が指定する期日までに松戸市市民活動助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」

という。)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審查)

- 第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を松戸市市民活動助成金選考結果通知書(第2号様式)により当該市民活動団体に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査を行うに当たっては、提出された申請書の概要を市民に公表する とともに、市民活動団体の出席による公開の事業企画に関する発表会を実施し、併せ て松戸市協働のまちづくり協議会に諮問するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 申請の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 助成対象事業の活動を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
 - (3) 助成対象事業が予定期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、松戸市市民活動助成金交付決定(却下)通知書(第3 号様式)によるものとする。

(概算払)

- 第10条 市長は、規則第15条第1項の規定により助成金の概算払をすることができる。
- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする市民活動団体は、松戸市市民活動助成金概算払請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 規則第11条に規定する実績報告をしようとするときは、事業終了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松戸市市民活動実績報告書(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の松戸市市民活動実績報告書の提出を受けたときは、当該松戸市市民活動実績報告書の概要を市民に公表するとともに、市民活動団体の出席による公開の事業に関する報告会を開催するものとする。

(確定の通知)

第12条 規則第12条の規定による助成金の額の確定通知は、松戸市市民活動助成金交付額確定通知書(第6号様式)によるものとする。

(助成金の精算)

第13条 前条の規定により助成金の額の確定通知を受けた市民活動団体は、その確定額に基づき速やかに助成金の精算をしなければならない。

(返納)

- 第14条 市長は、前条の精算により、既に交付した助成金に過払分が生じた場合には、 松戸市市民活動助成金返納通知書(第7号様式)により、助成金の交付を受けた市民活動 団体に通知するものとする。
- 2 前項の規定により通知を受けた市民活動団体は、当該通知に基づき助成金の額の一部 又は全部を速やかに返納しなければならない。

(報告書の備置き及び閲覧)

第15条 助成金の交付を受けた市民活動団体は、助成金の交付を受けた年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの間、第11条第1項の松戸市市民活動実績報告書その他の書類をその主たる事務所に備え置き、閲覧に供さなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成19年9月1日から施行する。



松戸市市民活動団体登録を 活用してみませんか?





市民活動の情報を広く市民に公開することで、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします!



松戸市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、平成24年1月より松戸市協働推進課にて市民活動団体登録を開始しました。

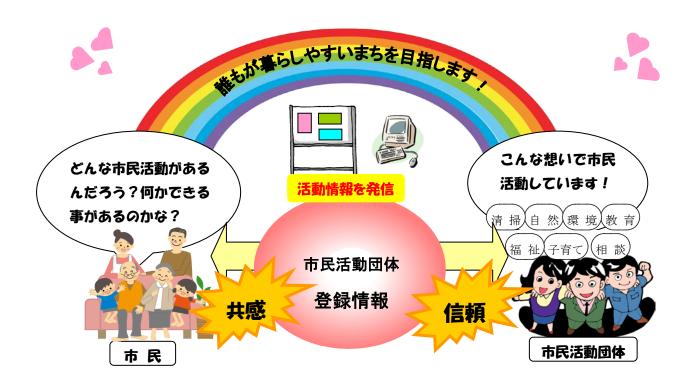
市民活動団体の情報を市に登録していただき、どんな想いで活動をしているのか、その内容を市ホームページ等で紹介することによって、団体の PR や活動の拡大、団体相互の連携などに役立ててもらおうと始めたものです。

すでに活動している団体のためには

活動をたくさんの方に知ってもらい、仲間を増やし団体活動を広げていきたいと考えている市民活動団体の方は、市民活動団体登録を活用し、団体情報の発信にお役立てください。

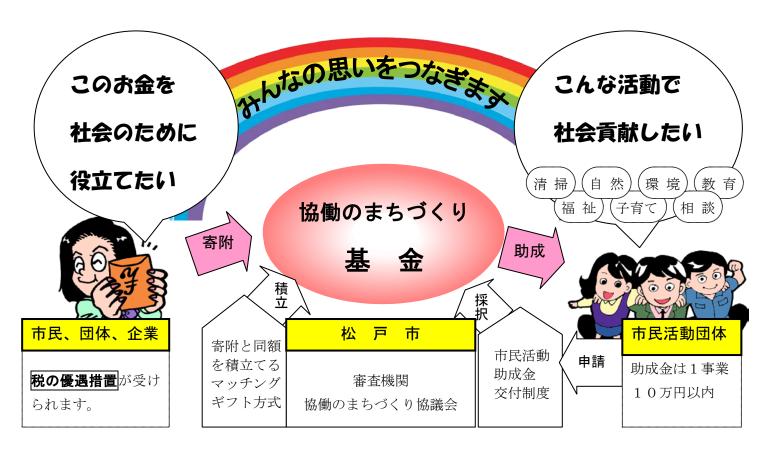
これから何かやりたい方のためには

松戸市で活躍している市民活動団体をHPで紹介していますので、何かやってみたい!でもどうしたらいいのかわからない・・・という方は、松戸市を住みやすいまちにしたい!と活動している市民活動団体の情報をご覧いただき、はじめの一歩を踏み出してみてください。



松戸市協働のまちづくり基金

この基金が、まちを明るく元気にする市民活動を応援する市民活動助成制度の原資となっています。



助成対象となる市民活動を毎年度募集しています。なお、募集のあった事業は、公開審査を経て採択候補となり、予算成立後に実施を決定します。

平成24年度実施分として採択された事業は9事業です。 詳細は、ホームページなどをご覧ください。

【 登録できる市民活動団体の要件 】

- 1.市内に事務所又は活動場所を有すること。
- 2.構成員が5人以上であること。
- 3.団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
- 4.適切な会計処理が行われていること。
- 5.暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。



- (注)市民活動団体とは、市民活動を行う団体であり、市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。
- ①宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを主たる目的とする活動
- ③特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する ことを目的とする活動
 - ※ただし、公序良俗に反する場合などは除きます。

【 登録のメリット 】

- 1.登録された情報を市ホームページ等で公開します。
- 2.市民や公的機関から問い合わせがあった場合、登録事項を提供します。
- 3.市等が開催する市民活動団体向け支援情報やイベントの案内をします。
- 4.団体の主催する行事等のチラシやポスターを市の施設を利用して掲示します。 ※この登録は市の公証を与えるものではありませんので、ご注意ください。

【 登録の方法 】

「松戸市市民活動団体登録申請書」を記入し、必要書類を添えて、松戸市役所協働推進課窓口 へ提出してください。

- ※必要書類とは
 - ①定款、規約、会則など
 - ②構成員名簿、役員名簿 (氏名及び住所又は居所)
 - ③当該年度予算書及び前年度決算書
- ※登録に関する申請書様式は、協働推進課の窓口での配布以外にも、市のホームページからダウンロードができます。

【問い合わせ】

松戸市市民環境本部 市民担当部 協働推進課 〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5 TEL 047-366-7062 FAX 047-704-4009 e-mail mckyoudou@city.matsudo.chiba.jp http://www.city.matsudo.chiba.jp/index/kurashi/shiminkatsudou/kyoudou_top.html